

2020

総務常任委員会記録

議会 閉会中

令和2年11月10日（火曜日） 開議

令和2年11月10日（火曜日） 散会

西いぶり広域連合議会

総務常任委員会審査事項

令和 2 年 1 1 月 1 0 日（火）
室 蘭 市 議 会 第 1 会 議 室
開 議 午 後 2 時 0 0 分
散 会 午 後 2 時 2 6 分

日 程	番 号	件 名	結 果
1	報 告 事 項	広域連合の運営に関する事項 1 西いぶり広域連合規約の一部変更について 2 令和 3 年 8 月以降の西胆振地域廃棄物広域処理施設の運転保守管理契約の方向性について 3 新中間処理施設整備・運営事業契約の概要について	

○出席委員（12名）

委 員 長 我 妻 静 夫

副委員長 森 太 郎

委 員 板 垣 正 人 五十嵐 篤 雄 真 鍋 盛 男

砂 田 尚 子 羽 立 秀 光 杉 尾 直 樹

小 栗 義 朗 阿 戸 孝 之 阿 部 正 明

小久保 重 孝

○欠席委員（2名）

委 員 山 田 秀 人 大 高 一 敏

○出席理事者

＜西いぶり広域連合事務局＞

佐	藤	事務局長
安	田	事務局次長
稲	場	総務課主幹
藤	谷	総務課主幹
鈴	木	総務課主幹
佐	久 間	共同電算室主幹

総 務 常 任 委 員 会 記 録

令和2年11月10日（火曜日）

午後 2時00分 開議

○我妻委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

なお、本日は大高委員と山田委員から欠席する旨連絡を受けております。

それでは、所管事項の審査を行います。

広域連合の運営に関する事項について理事者の報告を一括して求めます。

○佐藤事務局長 何かとお忙しいところ総務常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、広域連合の運営に関する事項3件につきまして御説明を申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

報告の説明につきましては、1の西いぶり広域連合規約の一部変更についてと、2の令和3年8月以降の西胆振地域廃棄物広域処理施設の運転保守管理契約の方向性については安田事務局次長から、3の新中間処理施設整備・運営事業契約の概要については稲場総務課主幹から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○安田事務局次長 それでは、西いぶり広域連合規約の一部変更について御説明いたします。委員会報告事項資料1を御覧ください。

初めに、1の経緯であります。当連合の共同電算センターは、現在室蘭市、登別市、伊達市及び壮瞥町の3市1町で共同処理を行っておりますが、令和3年度から洞爺湖町が参加することに伴い、規約を一部変更しようとするものであります。

次に、2の変更の概要であります。規約第4条第2項第2号及び別表の一部につきまして所要の変更を行うもので、参考資料といたしまして新旧対照表の案を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

次に、3の今後の予定であります。全ての構成市町におきまして12月議会で西いぶり広域連合規約を一部変更する規約議案の議決をいただいた後、規約変更に関する法定協議書を締結する予定でありまして、この後令和3年1月に北海道知事宛てに規約変更許可申請を行い、変更後の規約は知事の許可があった日から施行したいと考えております。

報告事項1に係る説明は以上であります。

続きまして、令和3年8月以降の西胆振地域廃棄物広域処理施設の運転保守管理契約の方向性について御説明いたします。現在、運転保守管理契約の延長に向けて、西胆振環境株式会社、以下N I Kと言いますけれども、と交渉を進めているところでありますが、これまでの交渉の中でN I Kと方向性の共有が図られた部分などにつきまして御報告させていただきます。

それでは、委員会報告事項資料2を御覧ください。1の基本的な考え方ではありますが、

大きく3点ありまして、1つ目は現在のN I KとのD B O契約は令和3年7月31日の事業期間満了に伴い終了させ、8月1日からは単年度ごとの業務委託契約を締結することとしております。2つ目は、広域処理施設の運転保守管理はN I Kしか受託者がおりませんことから、新中間処理施設が供用される前日の令和6年9月30日までの間、毎年度業務委託契約を締結する覚書をN I Kと締結します。3つ目は、毎年度の委託費は事業開始の半年前までに翌年度の事業計画と併せてN I Kと当連合とで協議の上決定することとしております。

次に、2の主な変更事項であります、（1）の契約条項の見直しといたしましては、1つ目はD B O契約の終了に伴いまして運営保証金を廃止いたします。2つ目は、N I Kの責任限度額であります、親会社の支援がなくなるということもありまして、当該年度の委託費の10分の1かつ当該年度の期首の純資産額を超えない額に見直します。3つ目は、現在N I Kに鉄やアルミ、スラグなどの副成物を引き取っていただいておりますが、このうちスラグの利活用につきましては運搬、保管も含めまして当連合の業務に移管します。これに伴いまして、スラグの活用を当連合におきまして働きかけるとともに、現中間処理施設が解体される頃までを目途に解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、（2）のN I Kに係る委託費の一本化であります、N I Kとの委託等につきましては、表の左に記載のとおり現在多くの契約がありますが、令和3年8月1日以降はこれらを統合してまいりたいと考えております。統合する理由でございますが、現契約は運転保守管理委託費でかかる費用が賄われる契約でありましたが、保守管理費の増加などによりましてこれを超える費用が発生し、平成25年度から特例委託費、現在は補填措置分委託費と言っておりますけれども、としましてこの超過額の立替払いをするとともに、親会社に対し訴訟を提起してきたところでありまして、昨年この超過額は連合負担とする判決が確定したところでありまして、そのため令和3年8月以降の委託費におきましては、この運転保守管理委託費と補填措置分委託費はあえて区分する必要がなくなりましたことから、運転保守管理費の固定費、変動費などによる積算方法を廃止するとともに、補填措置分委託費につきましても新たな委託費として統合してまいりたいと考えております。

また、老朽化対策委託費につきましては、新中間処理施設が供用されるまで現中間処理施設を安定稼働させるため、令和2年度～4年度の3年間、年4億2,000万円を上限に、故障により半年以上の停止が想定される73項目の基幹設備の改修を行うものでありますが、N I Kから令和6年9月までの運転を見据えた場合、改修レベルを落としても大丈夫なものもあるとの説明を受けましたことから、73項目の実施項目は変えない中で改修レベルの見直しにより生み出した額を一般の保守管理費に使用できるようにするため、併せて新委託費に統合してまいりたいと考えております。

これに伴いまして、令和3年度の老朽化対策委託費は、令和3年7月までに完了できるものにつきまして、11月に開催を予定しております臨時会で債務負担行為を設定させていただきたいと考えております。なお、令和3年8月以降分の委託費につきましては、令和

3年度当初予算に計上する予定であります。

次に、（３）の委託費積算の考え方がありますが、ＤＢＯ契約の事業期間満了に伴いまして、特例委託費の２９億１，３００万円の上限額がなくなりますことから、委託費が青天井にならないように抑制するとともに、かつ設備等の故障などによる補正予算計上リスクを可能な限り回避するための新たな積算ルールとしまして、労務費などの人件費、主要設備などに係る法定点検経費を除きまして、平成２９年度～令和元年度におけるＮＩＫの売上げ原価の３か年平均実績額を基本に積算してまいりたいと考えております。

次に、３の今後の予定であります、今月に開催予定の臨時会におきまして、令和３年７月までに係る老朽化対策委託費の債務負担行為を設定し、２月の第１回定例会に令和３年８月以降分の委託費を提案させていただきます。また、令和４年度以降の予算につきましては、毎年１１月に債務負担行為を設定してまいりたいと考えております。

引き続き令和６年９月３０日までの現中間処理施設の安定稼働を最優先にＮＩＫへの委託費のさらなる縮減交渉に努めてまいりたいと考えてございます。

報告事項２に係る説明は以上であります。

○稲場総務課主幹 それでは、新中間処理施設整備・運営事業契約の概要について説明させていただきます。

資料３を御覧いただければと思います。資料の説明に入ります前に、契約状況について説明させていただきます。本事業は、落札事業者との契約協議が調いましたことから、１０月２３日に仮契約を締結してございまして、今後議決をいただきましたら本契約として成立となるものでございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。まず、１、契約の種類についてですが、基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約となっております。図１が基本契約のイメージとなっております。契約の相手方は右側の枠の中に記載のとおり落札者及び運営事業者となります。落札者のうち構成員とは運営事業者に出資する事業者を表しており、協力会社とは出資を行わない事業者となります。運営事業者は、特別目的会社である株式会社西いぶりクリーンシステムとなり、代表企業である日鉄エンジニアリング株式会社が５１％、日鉄環境プラントソリューションズ株式会社が４９％を出資してございます。業務としましては、新中間処理施設の運営・維持管理業務のみとなります。資本金につきましては、記載のとおりでございます。

次に、図２が建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約のイメージとなります。建設工事請負契約は建設事業者との締結、運営・維持管理業務委託契約は運営事業者との締結となります。

次に、２の契約の主な特徴についてですが、こちらは検証委員会の御意見を反映した項目を示しておりまして、内容は記載のとおりとなっております。詳しくは、この後の各契約の概要の中で説明させていただきます。

裏面を御覧いただければと思います。ここからは、それぞれの契約の概要について順次

説明させていただきます。まず、3、基本契約についてです。（1）契約の概要ですが、①の契約の相手方は落札者と運営事業者となりまして、本事業に関わる全ての当事者となります。②の契約期間は本契約成立の日～令和27年3月31日となっておりまして、③の契約概要につきましては本事業における各当事者の基本的な役割分担を定めるものとなっております。

次に、（2）契約の特徴ですが、①の構成員による運営事業者に対する支援につきましては、現施設での構成員による支援が限定的だったことを踏まえたもの。②～④につきましては、現施設での構成員や建設事業者の運営事業への責任に関する課題を踏まえたものとなっております。

次のページを御覧いただければと思います。4の建設工事請負契約についてでございます。（1）契約の概要についてでございますが、①契約の相手方につきましては建設事業者である日鉄エンジニアリング・大成・藤川・東海・須藤の特定建設工事共同企業体となっておりまして、構成事業者は記載のとおりとなっております。②の契約期間につきましては本契約成立の日～令和6年9月30日、③の契約金額につきましては消費税込みで214億3,570万円となっております。

次に、（2）契約の特徴でございますが、①の施設稼働後の性能確認試験につきましては、現施設で稼働後の性能が課題となったことを踏まえたもの。②の用役使用量の確認試験につきましては、現施設で灯油などの用役使用量が当初計画より大幅に増えたことを踏まえたもの。③の性能保証と契約金額の関連づけにつきましては、現施設での性能保証と補修費用の関係についての課題を踏まえたものとなっております。

次に、5、運営・維持管理業務委託契約についてでございますが、まず（1）契約の概要のうち、①契約の相手方につきましては運営事業者の株式会社西いぶりクリーンシステムとなり、②の契約期間につきましては本契約成立の日～令和27年3月31日までの約20年6か月間となっております。裏面を御覧いただければと思います。③の契約金額は、消費税込みで149億6,330万円となっております。

次に、（2）契約の特徴ですが、①の超過費用の負担ということで委託料には業務遂行に必要な一切の費用が含まれるものとしており、委託料を超えて生じた費用は運営事業者が負担するとしてございまして、これは現施設で補修費用が大幅に増加している課題を踏まえたものとなっております。

②の運営期間終了後の大規模な修繕等につきましては、運営事業者は施設を運営期間終了後5年間は大規模な修繕や更新工事を必要としない状態にすることとしてございまして、これは現施設において施設の廃止が近くなってきた時期に多額の補修費が必要となったことを踏まえたものとなっております。

③は、連合によるモニタリングの実施について記載してございまして、これは現施設において施設の状態や運営状況の把握が不十分だったことを踏まえたものとなっております。

最後に、6の完成予想図ですが、予想図の真ん中辺りに煙突がございますが、この煙突の奥に見える建物が新中間処理施設となっております。

この件の説明は以上でございます。

○我妻委員長 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○小久保委員 何点か質問させていただきます。

まず、報告2番目の現施設の運転保守管理契約の方向性について今御説明をいただきました。それで、御説明の中では来年8月以降の委託費については当初予算で計上するとなっておりますが、今のところの見込みというのはどの程度になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○安田事務局次長 8月以降の見込みということでございますけれども、まだ現在N I Kと交渉しているところでございまして、具体的な数字のほうというものはちょっと申し上げることはできないのですけれども、令和2年度の予算と比較したときには若干上がる可能性があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小久保委員 令和2年と比べると若干上がるかもしれないということでございますが、ただ先ほどした73項目の補修項目については変更をしないけれども、必要なもの、必要でないものというものは適宜その辺を鑑みながら、費用——コストがかからないような、その考え方で組み立てていくようなお話もいただきました。

そうすると、気になるところは要するにこれまで訴訟をずっと行ってきましたから、ある面その費用——コストを抑えろというところの交渉が十分にできなかったのではないかなと思っております。今後に関しては令和6年までのお話でありますけれども、これまでかかってきた費用というものがまたさらに高上がりになっていくということを非常に恐れているのです。ですから、その点で当初考えていたよりも契約、委託料は下がるのか、コストは下げられるのかどうか、その辺についてももう少しその数字として先ほどの御説明を補う意味で数字をお示しできれば教えていただきたいなということです。

○安田事務局次長 交渉していく中でN I Kからの提案額というのがございました。本日申し上げた考え方という形で交渉を進めていった場合というのは、この令和6年9月30日までの期間全体でN I Kの提案額から3億8,000万円程度減額できる見通しとはなっているのですけれども、まだぎりぎりのところで、我々もそれでよしとしているわけではなくて、またより下げられないかというような形での交渉というものは継続していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○小久保委員 今お話があったように、令和6年9月30日までの運営の中で当初よりも3.8億円ぐらいのそのコスト減につながるようなことを今交渉として進めているということで理解をいたしました。

それと、報告3のほうですが、新中間処理施設の運営処理整備、運営事務契約の概要も

御説明をいただきました。それで、これは以前から指摘をしているところですが、4ページの契約の特徴というところで、今の現施設があまりにもお粗末だったが故に今度の契約については落ち度がない、同じ轍を踏まないということで、そういう仕切りの中で組み立てていただいているというふうに思っておりますが、そのことがかえって費用を大きくしていくのではないかとちょっと懸念があつて、そこを指摘をさせていただいております。

契約の特徴の1番目の委託料を超えて生じた費用というのがございますが、これは今現時点で考えられる状態はどんなことを想定しているのでしょうか。

○稲場総務課主幹 超過費用の負担についての質問でございますけれども、現施設であったことですが、当初見込んでいた補修費よりも部材の耐用年数が短いことなどによりまして補修費がかさむというようなことは全く考えられないわけではありません。新施設の中でもです。その辺を抑えるためにこの辺りの取決めをしているというところでございます。

以上でございます。

○小久保委員 ですから、その取決めは分かるのですが、要するに現時点で想定されることが起きるのだろうかということなのでしょうけれども、委託料を超えて生じた費用というのは、今専門家の方々にもいろいろ意見をいただきながら設計を進めてきていると思うので、こういうことが起きたらとてもその委託料では賄えないだろうということはあるのかなのか。今度のその燃焼方式は十分ほかでも実績のある方式ということで聞いていますから、特段現在使っているような状況には陥らないと思うのですが、ただそれでもやっぱりこれを一応文章として入れたということは、ある程度想定しない費用というのがどういうものであるのかという具体的なイメージがあるのかなということでお聞きしているのですが、いかがですか。

○稲場総務課主幹 具体的なイメージというよりは、今の現施設を踏まえての設定としております。新施設は、今、委員がおっしゃったとおり十分実績がある方式ですので、補修費がかさむということはないだろうというふうには考えておりますけれども、現施設で実際にそういうことが起きていますので、そういうことに対するものは負担しないということで定めているということでございます。

以上でございます。

○小久保委員 これでやめますが、ただそれでもやっぱり想定しない事態が起きて、例えば炉を停止しなければならないというようなところで住民サービスが滞ると、要するにそういう状況もこれからの長い年月を考えたときには当然起きるわけですが、そういった状況の中でどこに責任があるのかという点は、その契約書の中ではどう反映されているのでしょうか。ある面行政負担というものも使っている、利用者の責任というものもあるでしょうし、つくった側としての主張、またはその責任というものも当然出てくる。その辺はどう契約書の中でうたわれて、その理解をしているものなのか、行政側としてです。要はそう

いう事態は当然起きるのではないかなというふうに思っていて、それも含めて委託の中で全部賄ってほしいのだと、賄ってもらうのだというようなことだとすると、ちょっとその事業者側も大変なのかなというふうに感じておりますので、その辺についてどう行政側として捉えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○稲場総務課主幹 リスク分担の考え方ということで捉えましたけれども、今、委員がおっしゃったとおり、ちょっと極端な言い方をすると何でもかんでも委託費に含むのだから全部やってくれというふうにやりますと、結果的に委託費用が跳ね上がることになります。そういう仕切りをしているのではなくて、一般的に例えばこちらに非がある場合は当然連合が負担しますし、事業者のほうに責任がある場合はこちらは負担してもらいますよという当たり前の、普通の仕切りをしております。当然どちらにも非がない場合もありますので、そういう場合は協議で決めるということにしていますので、過度に事業者のほうにリスクを押しつけるのではなくて、明らかに事業者に責任がある場合は負担していただきますという当たり前のことをきちんとうたっているというのが基本となっております。

以上でございます。

○小久保委員 今御説明いただいたとおり、どちらに非があるのかということを確認した中で責任のリスク分担をするということは当然ですから、それでいいのです。ただ、現施設も同じなのです。ある面そのリスク分担という点では、こちらは非がない、向こうも非がないという中でこうした訴訟になってしまったので、ですからその部分がある面その契約書の中でどううたわれている、それはお互いにどう理解しているのかというところが、現施設ではそれがどうもお互い思い違いがあったような終わり方をしてしまったものですから、その辺がしっかりと事業者側も理解をした中で進んでいけばいいのですが、その当たり前のことがです。それがどうなのかということ、もう一回確認です。

○稲場総務課主幹 現施設における課題としましては、性能保証の捉え方というのがありました。裁判の内容についてどうこうというのはちょっと今申し上げませんが、簡単に言いますと、本当に非常に簡単に言いますけれども、幾らお金がかかってもいいから性能が出ればいいというのが今回の裁判の性能保証の考え方で一つとしてありました。なので、我々としては性能保証というのは最初に設定した金額があるのだから、その中で発揮するのが性能保証であるというものを契約書なり要求水準書で明記しましたので、まずそこが大事なところかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○我妻委員長 そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○我妻委員長 以上で質疑を終了いたします。

これをもって総務常任委員会を散会いたします。

午後 2時26分 散会

西いぶり広域連合議会委員会条例第２６条第１項の規定により署名する。

総務常任委員会 委員長